

周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る
指名競争入札参加者の指名基準

平成 20 年 2 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この指名基準は、周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 51 号）第 36 条の規定に基づき市が発注する業務委託（測量、建設コンサルタント等業務を除く。以下「業務委託」という。）並びに物品の製造の請負、買入れ及び借入れ（以下「物品調達等」という。）の契約に係る指名競争入札に参加する者を選定するときに必要な基準を定めるものとする。

(指名基準)

第 2 条 指名競争入札に参加する者の選定に当たっては、契約の性質及び目的に応じて、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 当該契約の履行について法令の規定により、官公庁の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (2) 当該契約の履行について一定の資格等を有し従事する職員及び一定の機器を必要とするものにあつては、当該職員及び機器を有すること。
- (3) 市が発注する業務委託及び物品調達等について、当該業種の取引を希望し、一定の実績を有すること。
- (4) 原則として、市内に本社・本店を有する者を優先する。
- (5) 前各号のほか、必要と認める事項

附 則

この指名基準は、平成 20 年 3 月 1 日から施行し、平成 20 年度以降の指名競争入札参加者に係る指名から適用する。

附 則

この指名基準は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。